

各務原市発注の週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市が発注する建設工事（営繕工事を除く）の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、各務原市が発注する工事（営繕工事を除く）のうち、適用が可能であり、設計担当部長が必要と認めた工事を対象とする。また、上記以外の工事において、契約後、工事着手までの間に受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。ただし、以下に掲げる工事は原則として週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事（災害応急復旧工事等）
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
- (5) 設計担当部長が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。）なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
- (3) 「対象期間」とは「工事開始日（工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。）」から「工事完成日（完成届に記載のある完成した日）」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。
- (4) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間を指す。
- (5) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (6) 「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率を指す。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例 (一般競争入札の場合)

1 一般競争入札に付する工事

・・・

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名通知への記載 (指名競争入札の場合)

15 その他

・・・

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制モデル工事の試行

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を現場閉所日とした週休2日の「予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(工事成績評定点の加減点)

第6条 週休2日制モデル工事として発注したもの及び契約後に週休2日制モデル工事としたものについては、現場閉所率に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加減点を行う。

(1) 現場閉所率が25.0%以上(4週7休以上)の場合は2点を加点する。

(2) 現場閉所率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合は1点

を加点する。

(3) 現場閉所率が 14.2%以上 21.4%未満 (4週4休以上6休未満) の場合は0点とする。

(4) 現場閉所率が 14.2%未満 (4週4休未満) の場合は1点を減点する。

(工事費の補正)

第7条 週休2日制モデル工事として発注するもの及び契約後に週休2日制モデル工事としたものについては、それぞれ以下のとおり労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。

(1) 週休2日制モデル工事として発注するもの

4週8休以上の達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、現場閉所率を確認し、28.5%(4週8休)に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。(下記②、③の補正は行わない。)

(2) 契約後に週休2日制モデル工事としたもの

現場閉所率を確認し、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、それぞれの補正係数を各経費に乘じ請負代金額を変更する。

【現場閉所率毎の補正係数】

① 現場閉所率が 28.5%以上 (4週8休以上) の場合

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費率】 1.04 【現場管理費率】 1.06

② 現場閉所率が 25.0%以上 28.5%未満 (4週7休以上8休未満) の場合

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費率】 1.03 【現場管理費率】 1.04

③ 現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満 (4週6休以上7休未満) の場合

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03 (その他)

第8条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

2 受注者は、工事現場の見やすい位置に週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり掲示すること。

週休2日制モデル工事

この工事は、建築業界の就労環境の改善に取り組むため、原則、土曜日及び日曜日を現場の休工日とした週休2日制モデル工事です。

発注者:各務原市〇〇課

受注者:〇〇建設(株)

3 この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。

附 則 (令和5年3月15日決裁)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。